

### 市民税・都民税 公的年金からの引き落とし(特別徴収)のお知らせ

◎引き落とし(特別徴収)の対象となる公的年金

老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金など

◎特別徴収1年目の方・昨年度途中で納付書または口座振替(普通徴収)になった方

①引き落とし(特別徴収)の対象となる方

平成31年1月1日現在、市内に住所を有しない方(転出、死亡者など)▼公的年金の支給額が年18万円未満の方▼介護保険料が引き落とし(特別徴収)されない方▼障害年金・遺族年金のみを受給している方(課税対象にならないため)

②引き落とし(特別徴収)の開始時期

表1 公的年金からの市民税・都民税の引き落とし(特別徴収)を開始する年度の徴収

Table with 3 columns: 徴収の方法, 普通徴収(納付書または口座振替), 特別徴収(年金からの引き落とし)

表2 公的年金からの市民税・都民税引き落とし(特別徴収)2年目以降の徴収

Table with 4 columns: 徴収の方法, 特別徴収(仮徴収), 特別徴収(本徴収)

※公的年金からの市民税・都民税の引き落とし(特別徴収)を開始する年度と、引き落とし(特別徴収)が継続する年度では徴収方法が異なります。

らの所得に係る市民税・都民税は従来通り、給与からの特別徴収、納付書または口座振替(普通徴収)による納付になります

◎特別徴収2年目以降の方「引き落とし」の対象となる公的年金「引き落とし」の対象者「引き落とし」の対象となる市民税・都民税については1年目の方と同様です。

引き落とし(特別徴収)の対象となる方は、公的年金などの支給停止などが発生した場合、引き落としが中止となり、納付書または口座振替(普通徴収)による納付となります

◎65歳未満で公的年金などを受給している方 65歳未満で公的年金などの所得と給与所得があり、給与所得の市民税・都民税が給与額を公的年金から引き落とし(特別徴収)します。

10月・12月・2月分は、その年度の市民税・都民税額からこの仮徴収分を差し引いた金額を差引いた金額となります

2年度4月入所の学童保育所への申し込み受け付けは 12月7日(土)～13日(金)

学童保育所の2年度入所の申し込み受け付けは12月7日(土)～13日(金)に行います。受付時間は、12月7日(土)・9日(月)～11日(水)が午前8時半～午後5時、12日(木)・13日(金)が午前8時半～午後8時までです。

学童保育所は、放課後帰宅しても、保護者の就労などに

より家庭で育成(監護)を受けられない児童を、保護者に代わって専門の職員が育成支援する施設です。

今入所の対象となるのは、市内の市立小学校に在籍、または市内在住で、保護者の就労・就学・疾病・介護などの理由により、放課後に家庭で適切な育成(監護)が受けられない児童です。

都営交通などが利用できる「東京都シルバーパス」を発行します。有効期間は発行日から2年9月30日までです。

【対象】都内に住所を有する満70歳以上の方

【費用】①平成31年度の住民税が「課税」の方 ②平成31年度の住民税が「非課税」の方

【対象】平成31年度経過措置対象の方

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・14 11へ。



### 納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのは、平成31年1月～元月12月に納付した国民年金保険料

納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者や家族(子どもなど)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。なお、今年の1月～12月に納付した国民年金保険料の社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、今年の1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方には、11月上旬に「納付書」が送付されます。納付書には、国民年金保険料の納付額、控除額、控除後の課税所得額が記載されています。また、納付書には、国民年金保険料の納付状況を確認するための「納付書控え」も添付されています。

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・14 11へ。

に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されるので、申告書の提出の際に必ずこの証明書または領収証書を添付してください(10月1日～12月31日、今年初めて国民年金保険料を納めた方には、翌年の2月上旬に送付されます)。

税法上とても有利な国民年金は、老後ももちろん不慮の事故などが発生したときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようにしましょう。

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・14 11へ。

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・14 11へ。

### 「東久留米市立学童保育所運営業務委託」に係る公募型プロポーザル 実施期間の変更のお知らせ

変更後配布期間 10月15日(火)～11月5日(火) 参加を希望する事業者は、配布期間中に市ホームページに掲載する実施要領などに沿って、必要書類を児童青少年課(市役所2階)へ提出してください。

### 東京都母子及び父子福祉資金・女性福祉資金貸し付けのご案内

女性で、次の①・②のいずれかに該当する方。 ①親・子・兄弟姉妹などを扶養している方(所得制限なし) ②年間所得が203万6000円以下で、母子家庭の母親として20歳未満の子を扶養したことがある方または婚姻歴のある40歳以上の方

「貸し付け対象」母子及び父子福祉資金Ⅱ原則として都内に6カ月以上居住する母子家庭の母親・父子家庭の父親などで、20歳未満のお子さんを扶養している方

女性で、次の①・②のいずれかに該当する方。 ①親・子・兄弟姉妹などを扶養している方(所得制限なし) ②年間所得が203万6000円以下で、母子家庭の母親として20歳未満の子を扶養したことがある方または婚姻歴のある40歳以上の方

市税(料)の納め忘れはありませんか 夜間・休日納付相談窓口を開設します

市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税などの市税(料)の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、庁の日時をご連絡ください。

納期内納付にご協力を 10月31日(木)は、市民税・都民税第3期、国民健康保険税第4期、後期高齢者医療保険料第4期、介護保険料第4期の納期限です。

市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税などの市税(料)の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、庁の日時をご連絡ください。

納期内納付にご協力を 10月31日(木)は、市民税・都民税第3期、国民健康保険税第4期、後期高齢者医療保険料第4期、介護保険料第4期の納期限です。

納期内納付にご協力を 10月31日(木)は、市民税・都民税第3期、国民健康保険税第4期、後期高齢者医療保険料第4期、介護保険料第4期の納期限です。

詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

### おわび

広報9月1日号の「シルバーパス更新手続き」に係る記事で、「新規手続き」については広報10月1日号でお知らせします」と記載していましたが、掲載が今号になりましたこと、おわびいたします。